

明治期の小工業政策(1)

三宅 順一郎

はじめに

- I 殖産興業政策とその転換
- II 殖産興業期の在来産業対策
- III 松方財政と在来産業
- IV 『興業意見』の政策構想
- V 在来工業対策と実業団体運動（以上本号）
- VI 同業組合制度の発展
- VII 信用制度と産業組合
- VIII 税制と小工業
- IX 原生的労働関係と工場法

はじめに

「中小ノ工業」という問題意識が政策主体に芽生えるのは、家内工業や工場制手工業の分解と再編成の過程で、小機械制工業の成長が始まる明治末期である。そしてそれは第1次大戦期の中小工業の量的・質的発展とこれに対応する政府や日銀などの各種調査を通じて本格的な展開をみせる。

この時期は財閥を頂点とし、中小企業をその下部構造として組み入れる大企業体制の確立期であり、中小企業者の側でも「大」に対する「中小」という意識が成熟し、大正デモクラシー運動の一端に連なると同時に、階級矛盾の激化のなかで、「資本」としての自覚を強めていくのである。

しかし、1912年の「工場法」制定、17年の市街地信用組合制度創設と「無尽会社法」、26年の「重要輸出品工業組合法」と続く戦前の中小工業対策を支える政策思想は、軍事にいちじるしく傾斜した近代工業に対する生産手段供給のための外貨獲得、国産奨励、輸入防遏という経済的意図と、中間層の維持、階級対立緩和という政治的・社会的意図の両面にわたって、古くは殖産興業の時代にそのルーツをもつものと考えられる。

ただその対象である底辺産業が、「固有ノ工業」から移植工業を加えた「小工業」、さらには「中小ノ工業」へと成長し、それに伴って農工分離が曲りなりに進展し、問屋資本の前期的支配が変貌

し、大工業との直接的な対抗関係が形成されるという構造変化が進むにつれて、新しい政策手段が必要となってきたということであって、そこに断続的な関係を見出すことはできない。

そこで本論では、中小企業政策のいわば「前史」として、以上の構造変化に対応した政策展開を概観することしたい。

I 殖産興業政策とその転換

明治維新から約20年間の日本は、すでに成熟期に入っていた世界資本主義体制のなかで、その存立をかけて、封建的障害を清算しつつ資本主義的経済・社会制度を導入し、近代国家としての発展のための地ならしを進めた時期にあった。

それは資本主義発展の過程からすれば、本源的蓄積の時代といえようが、日本はそれをきわめて短期間に、専制政府によって「上から」強引に推進せざるをえない宿命を負わされていたのである。

その出発点での産業的基礎は、まず全国物産の6割を占める農業部門では封建的小農経営を中心としつつも小商品生産の展開を通じて農民分解が地域差を伴いながらある程度の進展をみせ、3割を占める工業部門では農産物を主たる原料とし、小ブルジョワ的発展の契機をふくみながらもなお農工未分離の小営業を主体とする繊維、食品などの農村工業や、工芸品、日用雑貨、道具類などの

都市的職人工業が前期的商業資本の支配下で稼動しているという段階であった。⁽²⁾ 輸出をみても、総輸出額の70%が生糸、蚕卵紙、茶で占められていたというのが1872年の状況であった。

殖産興業政策は輸出奨励、輸入防遏の立場からこのような在来産業の近代化を視野に入れながらも、その主要な目標を設備、技術から熟練労働力までをワンセットで輸入しての近代工業の移植・定着に置き、その原資を在来産業製品の輸出と封建的貢租の継承である地租をはじめとする在来産業からの強権的収奪によって最終的に担保された内外公債や不換紙幣に求め、一方では政府に吸着した新旧政商たちが、多大の利権を見返りとしてさまざまな形でこの政策に「協力」してその後の財閥形成の基礎を築くという方向で進められた。

この政策の具体的な内容についての詳述は避けるが、工業について要約すればほぼ以下の通りとなる。

まず幕府や雄藩の兵器工場を接収した軍管理工場の再編・拡充であり、それは生産財供給を代位する機能をも微弱ながらもっていた。つぎには1870年に設置された工部省による鉱山経営や機械、造船、製鉄、セメント、ガラス、白煉瓦などの工場創設と直営があり、さらには官営模範工場や設備貸与、資金の貸付けや交付による綿紡、製糸、製糖、製紙など軽工業部門の近代化促進がある。また北海道開拓使も独自の立場で甜菜糖、ビールなどの工場を直営した。工部省はまた鉄道、郵便、電信、電話、土木などの各事業や海運の保護育成を行って産業基盤の整備を進めたのである。

「殖産興業」という表現は1874年、征韓論を退けた直後の大久保内務卿の建議のなかで「然レトモ勧業殖産ノ一事ニ至リテハ未タ全ク其効驗アルヲ見シテ民産国用日ニ縮減スルニ似タリ」と誌され、翌年の内務省文書で「富国強兵」とならんで「殖産興業」が省の目的として明記されているところに始まるとされている。⁽⁴⁾

事実、この政策は大蔵、民部両者の業務を吸収し拡充した内務省勧業寮が工部省と両輪となってはじめて体系化されたというべきであろう。しかしそれと同時に内務省は警察制度の整備を進め、これが近代兵制の拡充とならんとその後の政策推進のカギの部分から噴き出す農民や士族の反乱や自由民権運動の制圧に威力を振うこととなる。

ところでこの殖産興業は士族授産事業と離れ難く結びついていた。それは不平士族対策であるとともに、士族のもつ資力と資質をこれに動員するという意図をもって進められた。

1877年創設の起業基金1,000万円中内務省所管の300万円の半ばが士族に貸付けられ、残りの一般勧業費のなかにも士族が関与するものが多かった。さらに勧業資本金と勧業委託金がそれぞれ約300万円ずつ補足されて、以前からの各省や府県の交付金などを加えると900万円近くの金額が士族授産資金として使用された。⁽⁵⁾ 起業基金による士族への貸付のなかで工業関係では製糸の15件をはじめとして紡績、製紙、マッチ、製糖、木ろうなどの在来的工業の近代化に向けられたものが多くあった。

このような政策路線は、1878年の大久保暗殺の後も、松方財政による紙幣整理期を通じて基本的には維持されるが、1880年代に入るとともに曲り角の前兆を思わせる二つの事態に遭遇する。それは1880年の「工場払下概則」の制定と、同年の大隈、伊藤両参議の建白書にもとづいて翌年に実現された農商務省の設置である。

その背景には西南戦争による不換紙幣濫発（約4,000万円）がそれまでの潜在的インフレーションを一気に顕在化し、米価は1876～80年間に2倍以上となり、洋銀相場高騰、正貨流出という破局的な経済状勢があったことはいうまでもない。

これに対応する行財政整理の一環として、「工場払下概則」は官営工場のうち欠損額の大きい織維や機械などの模範工場の払下げであり、農商務省設置は工部省を除く産業行政の一元化を目指すものであった。

しかし、前者では堺と広島の紡績工場以外に当面の進展はなく、またこれと関連する北海道開拓使の官有物払下げも、自由民権運動を刺激とともに、いわゆる14年政変をめぐる体制内動揺の一つの眼ともなって中止されることとなった。

新設の農商務省も「工場法」制定の準備作業に入ったほかは従来の政策を踏襲することとなるが、問題はさきの建白書のなかに大久保的殖産興業政策へのきびしい批判と政策転換の方向が示唆されていることである。それは以下の通りである。

「勧農商ノ実況タル抑モ農商事務局ノ第一ノ要務タル農商管理ノ事務即チ博ク奨励保護ニ關スル

法則ヲ案シ一定ノ規則ニ拠リテ公平不偏治子ク農商ヲ誘導スルノ事ハ第二トナリ稍々獎勵保護ノ区域ヲ躊躇シテ自ラ事業ヲ興起シ若シクハ資金ヲ貸与シテ直チニ農商ノ営業ニ干渉シ僅々數名ノ農商ヲ庇護シ其成績ヲ以テ他ノ模範ト為ス……」。農商務には在来工業を対象とする「工務」をふくんでいることはいうまでもない。⁽⁶⁾

14年政変の結果登場した松方正義による強烈なデフレ政策が、「外向き」の軍備拡張と平行しつつ、のちにみるような在来産業の徹底的収奪と自由民権運動の強圧的な壊滅を通じて強行されて所期の成果を挙げるとともに、行政、財政、通貨、金融などの近代的諸制度が整い、本源的蓄積の「仕上げ」をみる時期を迎えて、上記の方向ははじめて現実のものとなった。

紙幣の対銀貨平価は1883年末にほぼ均衡し、1882年創立の日本銀行による兌換制度は1885年に成立し、同じ年には内閣制度発足とともに工部省が廃止され、農商務省に工務局が置かれることになった。

この時期に対象工場を制限した「工場払下概則」は廃止され、それに続いてドル箱の鉱山をもふくめた官業払下げが本格化する。その対象はいうまでもなく新旧の政商たちであり、その払下の条件はきわめて有利のうえに手厚いアフター・ケアも行われ、政商は初期投資の負担とリスクを免れて産業資本化の道を歩むことができ、財閥として成長し始めたのである。

それと同時に軍直轄工場や造幣、印刷などを除いて官業経営から開放された政府は、1884年に前田正名をリーダーとしてつくられた『興業意見』のなかの数々の政策提言を、その基本理念については否定的でありながらも、個別的、選択的に採用していくことを通じて、「在来工業ノ助成」を「工場法」準備となるんで、農商務省工務局の行政の柱としていくのである。⁽⁷⁾

II 殖産興業期の在来産業対策

さきにみたような在来的工業は開国による外圧と内には株仲間や藩専売制度の廃止、営業の自由化によって大きなインパクトを受けることになった。それは第1には海外市場の拡大の結果としての生糸、蚕卵糸、茶など輸出品生産部門における外商——売込商による産地支配体制の確立であり、

第2には輸入の圧力の下での綿花、在来紡績、綿布、染色、甘庶糖、和紙、和釘などの衰退部門の出現である。さらに第3には封建的統制組織の崩壊による特權的商人支配からの開放が生産者の小ブル的成長の可能性を拡大するというプラスを大きく上回るマイナスが、新産地出現による産地間競争の激化、前期的商人資本支配の下での産地内秩序の崩壊、過当競争、粗製濫造という事態となってあらわれたことである。

第1については、1874年で輸出の97%を外商が占めるという条件の下で、政商をふくむ売込商が地方問屋・仲継を通じて生産者に不当な安値と粗悪品生産を強制し、海外市场での声価は大幅に失われた。

政府は1872年の蚕種取締規則制定、73年には生糸取締規則制定とその実施機関としての開港場、産地における生糸改会社の設置、印紙貼付強制などの対策を構じた。しかしそれは外商支配からの解放という意図をわずかながらももっていたために、不平等条約の下での外商の反発が強く、実効をあげることができなかった。⁽⁸⁾ 1881年の連合生糸荷預所事件も、共同倉庫を設け、ここに検査機能と金融機能をもたせることを計画した売込商に対する外商の圧力と産地商人や大手生産者の離反によってその企図は挫折するという結果に終った。⁽⁹⁾

第2の輸入圧力に対する対策については、先進国製品の生産構造と技術水準に決定的に立ち遅れていた在来工業の漸進的な改良の試みは生糸や織物部門を除いてはほとんど挫折に終り、同一産業部門に属しながらも在来工業とは全く断絶した新技术とそれを担う設備、人材の一括輸入によって輸入防遏を進めざるをえなかった。そしてこの「在来部門の輸入工業」は技術移転を通じて在来工業の近代化を促進するにはあまりにも断層が深く、反対にそれを清掃してしまう役割を果たしさえたのである。

綿糸紡績の在來的技術の改良である臥雲紡が結局のところ輸入糸、後には国産機械紡績糸に圧倒されて落綿に依存するガラ紡の範囲にとじ込められ、その機械紡績の成長が輸入綿花への決定的依存によって国内の綿作を衰退に導いたという事例が象徴的である。製紙も洋紙生産から始って和紙を駆逐し、製糖では輸入技術そのものが機能しな

いままに輸入糖に圧倒され、本格的な輸入防遏は日清戦争による台灣領有後まで持ち越され、その間に甘庶作の大幅な衰退を招いた。ただし、綿織物では、バッターン機、足踏式あるいは太鼓機と在来織機の改良を進め、経糸に洋紡糸をつかう「半唐木綿」から洋紡糸のみ使用の「丸唐木綿」へと製品改良を進め、大幅な産地興亡を伴いつつも後の輸出産業へのレールを敷くことに成功した。⁽¹⁰⁾ 織物では技術格差が絶対的なものではなく、農工未分離の低工賃を武器とし、綿作と在来紡績を切り捨てるこことによって事態への適応が可能だったのである。

第3の封建的組織の解体による混乱はのちにみる『興業意見』にも「検束を弛めて放置したる事」とか「商工自由の弊」という表現で指摘されている。⁽¹¹⁾ これに対しては株仲間廃止（1872年）の直後から同業組合組織の動きが活発化していた。しかしそれは形を変えた株仲間再建でしかなく、たとえば大阪府庁は「他人の商法を妨げず束縛の旧弊を一掃する」という営業自由の原則からしばしば警告を発している。⁽¹²⁾

しかし、1879年の「営業税則」（地方税）制定の前後から、営業鑑札等級設定などで業界の協力を得ることが必要となり、これとからんで組合を認知しようということになり、時の商法会議所の建議を認可するという形で、東京・大阪をはじめとして同業組合が公認されはじめた。それは府県レベルでのことではあったが、たとえば大阪府では「大阪堺市街商工業取締法」（1881年）によって「仲間」の結成が認められることとなった。それは「不正品取扱および違約者の取締」、「他の仲間との関係」、「自他の公害の予防」などの規則をもつものとされた。公害とは過当競争を指すものと思われる。⁽¹³⁾ 桐生、足利、伊勢崎などの織物産地でも粗製濫造の規制を主目的とする「会社」という名の同業組合が1876年から80年にかけて、県の認可を得て結成された。⁽¹⁴⁾

このような事態の積み重ねが1884年の「同業組合準則」、85年の「蚕糸業組合準則」へつながっていくのである。

このような在来的工業にとって殖産興業政策とは一体何であったのであろうか。軍需工業や輸入近代工業がこれらと全く産業連関をもたなかつたことは当然のこととして、問題は官営模範工場や

資金貸下げや交付による在来産業の近代化を輸出振興・輸入防遏の目的をもって推進しようとした部分である。

ここでは政商小野組経営工場をふくめた移植製糸工場のなかで、富岡製糸所（300釜、従業者数450名、蒸気機関設置）が士族の子女を主体とする伝習工女制度と近代製糸技術のデモンストレーションを通じて、改良座織や「器械」製糸の成長に寄与したことが特筆されるべきであろう、それはフランス製糸業の直訳的輸入ではなく、技師ブリュナによって在来製糸の技術水準を考慮に入れて設計された技術であったためであり、のちにみると「輸入ノ工業」に対して批判的であった『興業意見』（未定稿）も「海外市場に於て日本生糸の価格を維持するものは全く富岡の製糸あるに因るや明かなり」とのべ、それは「全国製糸家一般の利益を間接に保護する」ものとして、その払下げに反対しているのである。⁽¹⁵⁾

これに対して綿紡の方では、いわゆる「始祖三紡績」（堺、広島、愛知）や起業基金による無利息年賦払下げで誕生した「十基紡」（ミュール各2千錘、水力）はその規模、技術、資金、立地および官僚的経営などの理由から、近代紡績のパイオニアの役割を果たせず、その実質的栄誉は華族資本と大阪商人資本との合作によって1882年に操業を開始した大阪紡績（1万錘、蒸気力）に奪われてしまった。⁽¹⁶⁾

士族授産をふくめた勧業貸付による在來的工業の近代化のパイオニアの育成も、興産社（石川、織布）、六工社（長野、製糸）、物産組（愛知、織布）、鹿児島県授産場（織布）などの少数の事例を除いては、いたずらに「士族の商法」の名を止めたにすぎなかった。⁽¹⁷⁾

1879年から89年の間の士族授産のための政府貸付金は525万円に達したが、その大部分は失敗に帰したため、89年中に「棄捐」あるいは「一割利引返納」を行い、一般勧業貸付についても同様の処分を行い、結局のところ政府の支出となったものは同年度だけで932万円に達したとされる。⁽¹⁸⁾

ただこの時期に政府や京都府が異常な力を傾けて開催した博覧会の影響は今日では想像もできないほど大きかった。1874年の第2回京都博覧会では京都府のリヨン派遣伝習生によつてもたらされたジャガード機やシャトル使用のバッターン機が展

示され、また西南戦争中の1877年の第1回内国博覧会（東京）では臥雲紡をはじめ広幅織機、水力織機、改良座縫機などが展出された。1879年には製茶、生糸、マユの共進会、翌年には綿糖共進会が開かれている。⁽¹⁹⁾ また1873年のオーストリア博覧会で購入されたオーストリア式ジャガード機や撚糸機が勧業試験場や内藤新宿試験場で展示された効果も無視できない。これらは間もなく国内で模造され、各地の在來工業に普及していく。

このようないわばソフト面での勧業対策は、地租改正による農村経済の現金化を背景とする全国的統一市場の形成・発展とインフレーションの刺激によって下からの小ブルジョワ的上向の可能性がみられた1970年後半の在來産業によってきわめて順調に吸収されていったのである。

III 松方財政と在來産業

1880年から84年までの間に1億6,000万円から1億2,000万円へと収縮した不換紙幣に象徴される強烈なデフレ政策は以上のような束の間の上向機会をもった在來産業を直撃した。農業をもふくめた在來産業にとって松方財政は重税と不況による破滅以外の何物でもなかった。

上記の期間に地方税をふくめた国民の税負担は8,224万円から9,993万円へと急増した。一方で財政支出は「外向き」の軍拡費の増大にもかかわらず3年間据え置かれた。⁽²⁰⁾

地租は西南戦争直前に2.5%に引き下げられたが、米価暴落によって耐え難い重税へと逆もどりし、物品税が200万円を越えたときには1%に引き下げるという地租改正時の公約は無視された。これに加えて戸数割、等級割など人頭税的な地方税も1882年から増徴が目立っている。

同じ年には売薬印紙税の新設と酒税の増課、翌83年には煙草印紙税改正、85年にはとくに軍拡のための菓子税の新設と醤油税の復活があり、のちにみるような植木枝盛が指導した「酒屋会議」の建白書運動、富山、奈良などでの売薬業者の反対陳情運動や大阪ではじまり東京へ波及した菓子税反対運動が起っている。⁽²¹⁾

これに加えて急激な通貨収縮によって米価は1881年から84年にかけて半値以下の大暴落となり、これによる農村の貧窮化は農村を主要市場とする在來工業に深刻な打撃を与えた。『興業意見』

（未定稿）は当時の状況をつぎのように伝えている。

「農工商何れも殆んど衰退を極めたり。……（中略）……士族中職業に就き、生計を立つるのは凡そ十分の四弱の寡きに居れり。農は負債の為に概ね所有の土地十分の五弱は担当に入れるも到底負債を償ふて再び己の所有地となるべき見込なきものの多き、大凡其三分の二にあり。工は労益相償はざるが故に其業に従事し能はざるもの多く、偶々然らざるものあるも真に碌々従事する迄にして、只空しく不景気の回復するを待つより外なきの有様なり。商は貨物を仕入るるも其販路に窮し、将来の見込立たず只管手を縮めて損失を逃れんことを勉むるの実状なり。」

以上は大阪府の状勢であるが、そのほか群馬県の製糸は価格低下「いちじるしく販路充分ならず」、織物では半ばが休業、富山県では金属工（銅器）の賃金は1日4銭、絹織物でも1反の価格をもって糸価だも償うを得ず、あるいは車夫となりあるいは「一家離散して途に彷徨する」という状況であった。各地の工產品もさきにみた構造的要因も加わってつぎのような状態であった。

大阪府（大和をふくむ）：清酒、奈良晒布、和泉モンパ、堺庖丁、宇陀紙は20年前の10分の6。

富山県：綿織物は140万反から13万反へ、絹織物は10分の7、銅器は123万個から30万個へ、楮紙は10分の5、カサは4分の3、売薬も4分の3（いずれも20年前にくらべて）。

広島県：備後鞆津の和釘は従事戸数300戸職工1,700～2,000人から30～40戸へ、「大いに産額を減じたもの」は漁網、麻糸、綿布、諸紙類、山マユ織、畳表。⁽²²⁾

ここで注目しなければならないのは金禄公債のほとんどを失ってしかも定職のない士族の窮状である。この公債は国立銀行の準備金となって不換紙幣増大の一因となることを通じて「無から有」の資本造出に役立ったとされるが、華族や上級士族は別として、中下級士族の場合にはその窮乏化の結果、商業・高利貸資本に吸い上げられるという過程を経たうえのことであった。さきにみた士族授産事業の失敗もこの不況時代に起っていることも見落すことはできない、1883年の農商務省通牒によったとみられる『岐阜県士族生計一覧表』

によれば、県下3,080戸の士族のうち、一定の収入はないが「辛うじて生計をなしうる者」が51%、「日常の生計に苦しむ者」13%となっている。⁽²³⁾

以上を総括的に示すのがこの時期における破産の急増である。1884年の大蔵省銀行局年次報告によれば、全国破産戸数は1881年の7,789戸（負債額104万円）から84年には27,526戸（同471万円）へと急増して「言フ可カラサル慘状ヲ社会ニ惹起スルノ極」に達したのである。また地租その他土地関係地方税不納によって強制処分を受けたものは1983～85年間に21万2,505人に達している。⁽²⁴⁾

福島事件（1882年）、加波山事件、秩父事件（いずれも1884年）と東日本養蚕地帯に起った反乱を頂点とする自由民権運動は、上からの殖産興業政策への批判と下からの自生的資本主義の成長という自由主義的経済要求をふくみながらも、以上のきびしい現実の前に、政商と結んだ専制政府打倒、民権拡張、国会開設という政治要求を前面に掲げるが、その一部での突出と強権的弾圧によって分裂し、鎮静化の道をたどることとなった。

かくして農村では小作農の増大に示される零細下層農民の滞留とそれを維持するための新しい副業、出稼、「口減らし」的流出、さらには拳家流亡化による就業機会追求の必要性が増大し、士族の多くは無産者化し、都市ではこれらが雑業的貧民と合流してスラム街が肥大化する。1880年代末期に集中する「貧民窟」のルポルタージュはそれ自体がスラムの社会問題化の産物であり、その実状をなまなましく伝えている。⁽²⁵⁾

この過程は本源的蓄積期末期の強引な賃労働析出の日本の形態であり、その後の日本型低賃金体制の原型であった。

IV 「興業意見」の政策構想

前田正名をリーダーとして編纂された『興業意見』（1884年）は以上のような在来産業の現状をふまえ、その振興こそが「富国強兵」の基礎となるべきだという強烈なナショナリズムに裏付けられた政策提言であった。ただそのナショナリズムが觀念化から救われたのは「物ニ問フ」という実践的合理主義によってであった。

それは大久保によって体系化され松方によって継承された殖産興業路線への痛烈な批判であった。「民力の養成を後にし政務と工事に力を尽す時は

⁽²⁶⁾ 人民の活計は益々困難に陥るべし」とし、その民力養成のためには「固有工業」の発達が急務であるのに「之を措て専ら心を第二の器械工業に傾けた」というのである。⁽²⁷⁾

これは田口卯吉などの自由主義者や自由民権派の批判に通じるものがあるが、前田の場合には自由か保護かという「論理を争う」のではなく、現実的視点から「國利を興し民福を計らんと欲せば政府は終始誘導人たり保護者たるの精神を貫かざるべからず」という重商主義的主張を前面に押し出している。下からの自主的な資本主義の成長を「上から」つくり出そうというのである。このような重商主義的ナショナリズムは、さきにみた粗製濫造と過当競争という事態に対して、旧幕時代の各藩の保護・規制への讃美とその基礎となつた株仲間の同業組合再興の主張となり、あるいは居留地外商支配の排除の主張ともなってくる。⁽²⁸⁾ 生産者の団結がないうえに、製品売込みは「居留地又は其土地の仲買者即ち才取人に依託し」その手引で外商と「掛引」することとなるが、外商も「才取人」で、生産者にとっては「二重の才取人に係る」こととなる。このような重層的な圧力の下で「製造を粗悪にする弊」が生じ、「売買の権利は悉く居留地の外商に帰し常に物価を左右せられ……」ということになるのである。ここではその発想はちがっても現実認識においては連合生糸荷預所事件をめぐる売込商の利益独占志向を批判した自由主義者たちと共に通するものがある。「物ニ問フ」とはこのようなことを指すのである。

さらにこれと関連して「固有工業」重視の立場は輸入工業の現状に対するきびしい批判となってあらわれる。維新以来の「新製物貨」は128種に及んでいるが、それは「概ね舶來の原料を用ひて洋製に模造せる奢侈品に属するもの十中八・九」を占めており、世人はこれを「称賛して輸入品を防ぐ」とするが、それによって消費者の数を増した割合は輸入を減じた割合より多いであろう。「到底刻苦して此百二十八の模造品を生産せる利益は上州一ヶ国の蚕糸を改良して得る利益に及ばざること遠し」というのである。⁽³⁰⁾

この「新製物貨」はそのリストからすれば都市での新職人工業が大部分を占め、そのなかから後に輸出産業として成長していくものも多くふくま

れている。このようなところから前田を頑固な保守主義者とする見方も出てくることとなるが、それは現状批判であって、政策提言とは次元を異にするものであることはのちにみる通りである。

もうひとつの問題は『興業意見』が政府の報告書であることから当然のことではあるが、民力が増強されれば「課税の割合を増さざるも政府の歳入は自ら倍蓰すべし」⁽³¹⁾と間接的に時の重税を批判しながらも、地租改正やその後の税率引下げという「特典」にもかかわらず、「奢侈」に流れてその効果を空しくしたとし、輸出税についても粗製に走り「改良を以て永久の利を謀るの心」がない以上、その廃止は「怠惰心を養成するのみ」とするような「治者」的な認識に止っていることである。⁽³²⁾

以上のような基本理念にもとづき、『興業意見』(未定稿)は「方法甲」⁽³³⁾で以下のような具体的な政策提言を行っている。

まず「工務」では「工業の秩序を整ふる方法」として①専売特許条例の発布、②職工条例及び徒弟条例の発布、③工場律の制定があげられている。①についてはすでに高橋是清などの手で実現されようとしていた。②は「工場法」の提言であるが、女子・年少者の就業規制のほか、雇用慣行の近代化や「職工随意の休業又は徒党の休業」の禁止も織り込まれている。③は安全衛生に関する規定である。

つぎに「工業の改良を助くる方法」として①勧工列品所の建設、②工業試験所の設立、③「器械製造に係る事業の勃興を図る事」、④工業巡回教師の設置という一般的な事項に加えて、清酒、綿紡、織物、陶磁器、漆器、金属器、製紙、製革、製藍、硫酸及びソーダ、硝子、麻糸紡績の12業種の振興策がのべられている。

①は見本の陳列ばかりではなく、「工人」の教育や機械の収集・実演を行い、②は化学、機械の2部を設け、生産方法の改善はもとより、「外国の製品に倣ふて始めて内地に製造せんと欲する事物」と廃棄物や「天然の遺棄物」の利用の研究を行うなど、③とあわせて新技術の導入や「新製物貨」生産の必要性は否定されていない。また業種別の対策にしても、綿紡では綿糸輸入の防遏のため、大阪を中心として少くとも2万錘という当時としては群を抜いた規模の工場建設の必要性を説

き、皮革ではクロームなめしの採用を提言し、硫酸・ソーダ、ガラス器物、板ガラス、洋式麻糸紡績など新製品、新技術の導入・振興を強調しているのである。現状評価と展望は区別されている。

つぎに「商務」についてはまず「国内商業秩序の整理」として、①同業組合条令発布、②問屋条例発布、③商法会議所通則の発布、④発票保倉条例発布、⑤会社条例発布、⑥商人身代限規則発布、⑦売掛代金訴訟期限の改正、⑧貨物保険条例の発布、⑨同業組合を立つこと、⑩商法会議所を確立すること、⑪商業学校の拡張、⑫度量衡の更定、⑬商法起草が提言されている。

ここでは旧株仲間崩壊に伴う商業秩序の混乱と商道徳の退廃に対して同業組合的規制の必要性とともに、②ではとくに居留地での売込商を意識して、問屋と荷主の権利義務を明確にし、問屋の農商務省による「認許」制度までが提案されている。⑥も「好商」の横行による信用不安対策として、商取引に限って訴訟、裁判を簡略化しようとする提言である。③、④、⑤、⑧、⑫、⑬はいずれも近代的流通組織の確立を目指すものであり、⑪でそのための人材養成の必要性を説いている。ここでは重商主義的志向と流通近代化志向が混在化しているわけである。

また「外国貿易進路の拡張」については、①海外要地に物産販売の大商店設置、②横浜、神戸、長崎に官立発票保倉設立、③「海外荷為換の道を便利にすること」、④海外に名誉総領事を置くこと、⑤生糸検査所を横浜に設置、⑥製茶試験所を横浜、神戸に設置(⑦、⑧略)が提言されている。

ここでは前田正名が1880年に『直接貿易一班』として提言した外商排除、直輸出制度の確立の志向が継承されている。①は同業組合が連合して海外拠点に日本商品の委託販売を専業とする「大商店」をつくり、それを国が助成し、輸出品に低利で荷為替を与えて海外で得た販売代金を正貨で回収するための制度である③とドッキングするという構想である。②については倉荷証券発行の倉庫であるとともに荷造り所や取引市場をも備えたものが想定されている。検査所の設置も粗悪品締め出しと同時に貿易の自主性を確保するための手段である。

以上のような産業開発を資金的に裏付けようとしたのが『興業意見』の未定稿にのみ残っている

「方法乙」に示されている興業銀行構想である。これはまず中央興業銀行を設け、これに政府の土木費の片代りをさせようとする大蔵省の構想と対立して、双方ともに廃案となつたが、そこではいかにも前田正名らしい発想がみられる。⁽³⁵⁾

きわめて要約的にのべれば、まずこの機関は3～5の地方機関をつくり、それが普及したところで中央機関をつくることになつていて。第2にその融資対象業種は生糸、茶、砂糖を第1期とし、次いで陶器、漆器、紡績、織物、紙、煙草などに及ぼしていくこととなつていて。以上は6カ月から3年の貸付期間であるが、これらの進行をみながら土木、港湾、開拓、土地改良への長期貸付が行われることとなる。第3には貸付対象の立地、経営内容、経験などを慎重に検討することはもとより、たとえば生糸では「工女をして其雇主と損益の思想を均うせしむる方法を設けたるもの」というような条件もつけられている。第4には融資対象の生産物を扱う問屋はきびしく選択され、生産者はこれらとのみ取引し、問屋が委託された商品を担保に入れることなどは厳禁された。⁽³⁶⁾

以上のような『興業意見』の構想は時の政府の容れるところとならず、前田正名は結局は農商務省を去ることとなるが、その構想を「私設農商務省」⁽³⁷⁾として実業団体運動のなかで実現しようとする新しい次元での活動の舞台が1890年代に待つていたのである。

V 在来工業対策と実業団体運動

『興業意見』構想の挫折は、在来工業が経済成長の主役の座を決定的に否定され、富国強兵のための外貨獲得、輸入防遏という協役に追いやられてしまったことを意味するものであった。

1885年に発足した農商務省工務局はこれを政策対象とすることとなるが、見るべき業績もないままに1990年に廃止され、以降、在来産業対策は同業組合、信用組合、工場法関係の立案事務を除いては、府県の手に委ねられることとなる。

この工務局時代の在来工業対策は、松方財政の「成果」のうえに盛り上ってくる企業熱、改良熱に対応して、講師、技師の派遣を通じて改良指導を行うことと共に進会の勧奨と助成にはば限られていた。改良指導の実績は綿織物、絹織物、清酒、和紙、陶磁器、漆器、金属器などを対象として3

府24県に及んだとされ、在來技術水準を前提とした指導を行つた。また共進会は希望が殺到したが1889年に認可制度も助成成度も打ち切りとなつた。⁽³⁸⁾

しかし各府県では講習所、試験所、伝習生制度の設置や講習会、講演会の開催など、各地の自主的な改良に対する助成を行つたし、また独自に物産陳列所などを設立した例も多い。一例として、大阪府立商品陳列所は大阪府勧業資金4万円をもつて1889年に設立され、外務・農商務省に見本や統計報告書、通信省に統計、図書の下付を申請して、「我国物産ノ輸出ヲ奨励シ、又外国品ヲ輸入スルノ便ヲ図リ、兼テ内国商業ノ発達ヲ助ケ、府下ノ工業ヲ拡張、改良スル」目的で年次報告を作成し、商品、原料の分析試験や製造方法の研究をも行うものであった。⁽³⁹⁾

前田正名をリーダーとする実業団体運動は、工務局廃止後の國としての在来工業対策の空白期に、彼の精力的な全国遊説を通じて、各地の在来工業の下から盛り上る上向エネルギーを結集し、それぞれの業界の個々の問題の解決に自主的に取り組むとともに、一種の圧力団体としてさまざまな政策提言を行う母体としても機能した。

前田をしてこのような運動に駆り立てたのは、鉄道、通信、教育、貿易などにみられる「進歩」は「虚影」であつて、「農ハ地力ヲ尽スノ余祐ナク収支常ニ償ハス、工ハ目前ノ活計ニ苦シミ粗製濫造ノ弊……（中略）……商ニ至リテハ商権固ト自己ノ有ニアラサルカ為メ直正対等ノ商業ヲ當ム能ハス……（中略）……僅ニ農工二者ヲ苦メテ同胞ノ膏血ニ衣食スルノミ」という國富の源泉たる直接生産者の衰退を直視した現実認識であった。

『興業意見』の挫折を下から巻き返そうというのである。1893年に彼が私財を投入して発刊した雑誌『産業』は第13号から五二会（後出）機関誌となり97年38号を以て廃刊となるが、そこにこの運動の論理が前田自身によって熱情的に語られている。

それは以上のような現実から、「我国ノ実業者ニ團結ヲ勧告セサルヲ得」ず、團結によって「第一、同種類ノ品ヲ一定ニスルコト、第二、物産ヲ改良スルコト、第三、彼我ノ權衡ヲ保ツコト、第四、粗製濫造ヲ防クコト、第五、価ヒスヘキ価ニ壳ルコト、第六、外國ノ需要地ニ直接ノ取引ヲナ

スコト、第七、製造者ハ需要者ニ対シテ責任ヲ有スヘキコト」という諸項目を実現しようすることに要約されよう。⁽⁴¹⁾

五二会は実業団体運動の代名詞ともなったが、それは織物、陶器、銅器、漆器、製紙の五団体に彫刻と敷物の二団体を加えて1894年、京都大会で結成された。96年の第1回品評会（京都）では3府32県から47万点を越える出品があり、第2回は神戸（1898年）、第3回は宮崎（1899年）で開かれた。出品品目もたとえば第2回では清酒、ビール、菓子、石けん、時計、香水、煙草、各種器械なども展示されている。また東京、大阪、愛知、三重では五二会館も設立され、五二会京都ネル会社、日本モスリン紡績会社、五二会輸出入品取扱所（神戸、横浜）、五二会運送会社（石川、静岡）などの組織もつくられた。

このほか前田が主宰した実業団体は日本貿易協会、日本茶業会、九州炭坑同盟会、日本燐寸義会、全国農事会、日本蚕糸会、大日本木ろう会などであり、各団体の連絡調整機構として大日本商工会が発足した。1894年には東京で全国実業各団体連合大会が開かれ、1898年まで毎年開催されている。⁽⁴²⁾

以上の団体活動のなかで目立つのは日本茶業会が米国に支部を置き、ロシアにも人員を派遣したこと、燐寸義会が1円につき5厘を手数料として清国商人に支払っていた制度を廃止し、1箱につき5錢を積立てて海外派遣員の費用に充てることを決議したことなどである。⁽⁴³⁾

実業団体運動の圧力団体的側面は、全国実業各団体連合大会が決議した法案のうち1895年から99年までに、商工業関係だけでつぎのようなものが成立したことによく示されている。⁽⁴⁵⁾

生糸検査所法（1895年）、日本勧業銀行法、農工銀行法、航海奨励法、輸入羊毛海關税免除法、生糸直輸出奨励法、重要輸出品同業組合法（以上1897年）、燐寸製造原料輸入税免除（1899年）。

以上のような業界運動を地域社会の場で横断的に推進しようとする発想がいわゆる町村是運動として具体化される。「是」とは地域開発計画であるが、それは「村力起ラサレハ郡力立タス、郡力立タサレハ県力足ラス、県力立タサレハ國力到底充実スヘカラサルナリ」という「下から」の国力振興策であり、農工が力をつけなければ文明は

「虚影」に終るという論理と同じパターンに属する。

多様な村是のなかでもっとも主要とみられるものの、または全般的に大きな影響を及ぼすとみられるものを郡是とし、同じ手法で県是、国是をうみ上げていくということであるが、その場合、「一ノ新事業ヲ興スハ先ツ一ノ遺利ヲ取ムルニ如カス」とし、そのためには「先ツ特有ノ物産ヲ發達セシムルニ如カス、特有ノ物産ヲ發達ヲ計ラント欲スレハ茲ニ保護ヲ要スルモノ多シ」として、在来的産業蓄積から出発してこれに適切な保護を加える必要性を強調し、さらに村是、郡是は「人ノ意見又ハ多数説与論ナトニテ定ムヘキニ非ス。實際ノ計算ヨリ考究シテ定ムヘシ」と空理・空論を排して「上から」の保護・育成の道を説いている。つまり「下から」の経済発展を「上から」推進するという国権主義的発想なのである。⁽⁴⁶⁾

この運動の一つの成果は「郡是製糸」株式会社であった。その創業者波多野鶴吉は、前田の指導もあって、京都府何鹿郡の郡是として、桑園、蚕種の改良をも視野に入れ、マユの中間商人支配の排除をも考慮に入れて、郡内二百数十戸の出資により、郡内産マユの全量消費を目指す製糸プラントを1895年に建設し、1902年には対米直輸出に成功した。⁽⁴⁷⁾

しかしこの郡是製糸の誕生と成長そのものが、在来産業における資本主義的上向とそれに伴う階層分化の指標でもあった。すでに1890年代の半ばには、器械製糸はその生産量において座縁製糸を追い越しているし、綿紡では同じ時期に綿糸輸出が輸入を上回っている。また織物部門では福井、石川での羽二重のマニュ的展開があり、泉州地域では薄地白木綿の急増が太鼓機普及に伴う仲買商の織元への転化を呼ぶなど新しい波が高まりつつあったのである。

また工場法制定準備のため1901年に行われた調査にもとづく『職工事情』（農商務省）が、生糸、織物はもとより、鉄工、印刷、セメント、硝子、燐寸、製綿、組物、電球、燐寸軸木、刷子、花蓮、麦稈眞田を対象としており、また帽子、莫大小、硝子、石鹼などは「長足の進歩を遂げ、既に工場組織の下に製造せらるる者あり」と指摘されているように、「新製物貨」が在来産業とならんで多様な展開をみせ、雇用関係を拡大し、燐寸や莫

大小、石鹼、花崗あるいは洋カサなどは輸出産業としての道を歩みはじめていたのである。

つまり「固有ノ工業」とか「遺利ヲ拾収スル」という発想が通用しないほど産業構造は変化し、多様化しつつあり、軍需にいちじるしい偏りをみせつつ「上から」移植された重工業部門の倒立的な成長とは次元を異にし、またそれによってゆがめられつつも、「下から」の自生的な小ブル的成长の過程が始まりつつあったのである。そしてそれは小作地比率の増大、寄生地主制の成長の下での下層農民の生計維持のための出稼ぎ的な労働力流出、副業依存と、都市下層民の肥大化による原

生的労働関係の展開をその基底としていたことはいうまでもない。

実業団体運動や町村是運動が20世紀の到来とともに下火となり衰微していく根底にはこのような変化があったのであり、それは当然その運動を支えてきた人たちの間にも分化が進むことでもあったのである。それと同時にその運動の圧力団体的な性格の側面は政府の反発とともに政争が持ち込まれる可能性を絶えずもっていることを意味し、組織自体が解体し、あるいは形骸化し、さらには同業組合、商業会議所、系統農会などの官制組織にとり込まれていくこととなったのである。

注

- (1) 三宅順一郎『中小企業政策史の研究』第1章参照。
- (2) 『明治7年全国物産表』から算出。
- (3) 東洋経済新報社『日本貿易精覧』から算出。
- (4) 『日本経営資料大系 2 政策制度』79~80ページ。
- (5) 我妻東策『明治社会政策史』163~164ページ。
- (6) 通商産業省『商工政策史』第3巻74~76ページ。
- (7) 農商務省工務局『工務省ノ事務及其方針』(1910年)記載による。
- (8) 『商工政策史』第15巻26~43ページに詳述。
- (9) 川井一郎ほか編『講座日本資本主義発達史論 I』227~228ページ。
- (10) 編業関係では前掲『商工政策史』第15巻14~19ページ、南海電気鉄道株『南海沿線百年史』309~340ページ所収拙稿、製紙、製糖については大島清、加藤俊彦、大内力編『人物・日本資本主義』2『殖産興業』56~60ページ参照。
- (11) 『明治大正農政経済名著集』1所収『興業意見』(未定稿)欠格適例第7、時弊第6。
- (12) 『大阪商工会議所百年史』46~48ページ。
- (13) 同書105ページ。
- (14) 『桐生織物史(中)』、由井常彦『中小企業政策の史的研究』41ページ所収。
- (15) 前掲所収『興業意見』付「農政計画図表解説」310~311ページ。
- (16) 高村直助『日本紡績史序説』(上)39~59ページ。
- (17) 吉川秀造『明治財政経済史研究』113ページ。
- (18) 大蔵省『明治大正財政史』第1巻64~65ページ。
- (19) 前掲『商工政策史』第15巻93~114ページ。
- (20) 東洋経済新報社『明治大正財政詳覧』から。
- (21) 売薬印紙税については富山県『富山県薬業史』通史編458~467ページ、奈良県製薬工業協同組合『奈良県薬業史』資料編176~180ページ、菓子税については(社)公開経営指導協会『日本小売業運動史』戦前編52~57ページ参照。
- (22) 前掲『興業意見』(未定稿)統計乙の部162~175ページ。
- (23) 『生活古典叢書』1、361ページ。
- (24) 渡辺信一『日本農村人口論』71ページ。原資料は『第6次統計年鑑』。
- (25) 著者不明『東京府下貧民の真況』(1886年朝野新聞連載)、鈴木梅四郎『大阪名護町貧民窟視察記』(1888年時事新報連載)など。
- (26) 前掲所収『興業意見』(未定稿)緒言33ページ。
- (27) (25)に同じ。
- (28) 同上。
- (29) 前掲『興業意見』「時弊總論」150ページ。
- (30) 同上「新製物貨論」135ページ。
- (31) (25)に同じ。
- (32) 同上「時弊」第五「農家に特典を与へて無効なりし例」121~122ページ。
- (33) 同上第11「輸出税輕減論」134ページ。ここでも農家の窮乏は地租輕減と米価騰貴の反動としている。
- (34) 同上242~286ページ。
- (35) 『高橋是清自伝』227~235ページにこの間の事情が詳述されている。
- (36) 前掲「方法乙」298ページ2~12。
- (37) 「高橋是清自伝」226ページ。
- (38) 由井常彦『中小企業政策の史的研究』27ページ。

- (39) 『明治大正大阪市史』第3巻720～726ページ。
- (40) 『産業』第五号「京都市民ニ告ク」、5～6ページ。
『明治中期産業運動資料』に複刻、以下同じ。
- (42) 同上第一号10～13ページ。
- (43) 吉川秀造『明治財政経済史研究』236～237ページ
にくわしい。
- (43) 『産業』38号16～17ページ。
- (44) 同上13号、16号記載による。
- (45) 同上38号17ページ。
- (46) 同上2号「今日ノ急務ハ国是、県是、村是ヲ定ム
ルニアリ」2～3ページ。
- (47) 『郡是製糸株式会社60年史』による。
- (48) 『日本之下層社会』岩波文庫版73ページ。